見　積　競　争　公　告

次のとおり見積競争に付します。

令和４年10月26日

全国健康保険協会熊本支部
支部長　　冨田　和典

1.　調達内容

（1）調達件名及び数量

テーブル等の購入及び既存テーブルの撤去廃棄

【数量】　購入　：　テーブル　３台　　アンダーデスクワゴン　３台

撤去廃棄　：　テーブル　２台

（2）仕様等

仕様書による

（3）納品期限

令和４年12月16日（金）

（4）納品場所

熊本市中央区水前寺１－20－22　水前寺センタービル２階

全国健康保険協会　熊本支部

（5）見積競争方法

総価にて見積競争に付す。

見積書を提出期限内に提出し、全国健康保険協会熊本支部が定める調達見込額の範囲内で最低価格をもって見積書を提出したものを契約の相手方とする。相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって判定を行うので、参加者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜きの金額を見積書に記載すること。

2.　見積書の提出場所等

（1）見積書の提出場所及び仕様書の配布場所

〒862-8520

熊本市中央区水前寺１－20－22　水前寺センタービル２階

全国健康保険協会熊本支部　企画総務グループ　担当　古閑

電話 096-340-0261

（2）仕様書の内容に関する問い合わせ先

上記（1）と同じ

（3）見積書等提出期限

令和４年11月10日（木）15時00分　厳守

3.　参加条件

（1）全国健康保険協会会計細則第30条及び31条の規定に該当しない者であって、かつ、全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。

（2）仕様書に沿って、当該案件を確実に履行できると認められる者であること。

（3）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

4.　その他

(1) 当該案件の全部又は主体的部分を一括して第三者に請け負わせないこと。

(2) 見積書には、事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印し、全国健康保険協会熊本支部宛て提出すること。なお、記載誤り及び記載漏れ、押印漏れ又は判読不能なものは無効とする。

(3) 見積金額は、本調達に係るすべての費用を見込むこと。

(4) 見積書には各費用（テーブル費用、アンダーデスクワゴン費用および既存テーブルの撤去廃棄費用）の内訳を記載すること。

(5) 提出した見積書の差替え、変更または取消しをすることはできない。

(6) 仕様書で示す例示品と同等品の場合は、例示品と同等品であることを確認できる書類（パンフレット等当該製品の仕様の詳細が記載されているもの）を必ず提示すること。

　なお、全国健康保険協会熊本支部における審査の結果、同等品と認められない場合はこの見積競争に参加することができない。

(7) 契約相手方の決定方法

・当該案件を履行できると全国健康保険協会熊本支部長が判断した者であって、最低価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。

・同価格の見積書を提出した者が複数いる場合においては、くじ引きにより契約の相手方を決定する。その場合には、見積事務に関係のない当協会熊本支部の職員が代理でくじを引くものとする。

(8) 見積結果については、すみやかに連絡するものとする。

(9) 請書作成の要否　　不要

全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 30 条　企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

(1)　契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

(2) 破産者で復権を得ない者。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第 31 条　企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後３年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

(1) 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者

(7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより３年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人といて使用した者

２　企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

３　第１項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。